

確定申告の準備を始めましょう②

令和2年分の確定申告に向けて、今から少しずつ準備を始めましょう。

今回は、新型コロナウイルス感染症に関連する税務上の取り扱いについてお知らせします。

1. 新型コロナウイルス感染症に関連して支給された給付金などの取り扱いについて

新型コロナウイルス感染症に関連して支給された給付金などの課税関係については以下のとおりです。

(1) 課税対象とならないもの(申告しなくてよいもの)

① 所得税法の規定により非課税とされるもの

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、外出自粛要請などに伴う心身損害(精神的苦痛)や資産損害(やむを得ない支出)に対して支給されるもの。

例)『学生支援緊急給付金』『低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金』など

② 特例法などの規定により非課税とされるもの

例)『特別定額給付金(1人10万円)』『子育て世帯への臨時特別給付金(対象児童1人につき1万円)』『新型コロナウイルス感染症対応休業支援金』など

(2) 課税対象となるもの(申告する必要があるもの)

① 事業所得・不動産所得・雑所得などに区分されるもの
事業者の営業自粛などに伴う収益の補償や経費の補てんとして受け取る金品など、業務上の取引に関連して支給されるものや継続的に支給を受けるもの。

例)『持続化給付金(事業・雑所得者向け)』『雇用調整助成金』『休業協力金』『小野町畜産農家経営継続特別給付金』など

② 一時所得に区分されるもの

左記(1)に該当しないもので、臨時的に広く一般に支給されるもの。

例)『持続化給付金(給与所得者向け)』など

2. 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止等した文化芸術・スポーツイベントに係る入場料等の払戻請求権を放棄した場合の寄附金控除の特例について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、政府の自粛要請を踏まえて中止・延期・規模の縮小が行われた文化芸術・スポーツイベントについて、チケットの払い戻しを受けない方は、その金額分(最高20万円)を「寄附」とみなして寄附金控除(所得控除・税額控除)の適用を受けることができます。

(1) 対象となるイベント

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに日本国内で開催予定であった不特定かつ多数のものを対象とする文化芸術・スポーツイベントのうち、政府の自粛要請を踏まえて中止・延期・規模の縮小が行われたものとして文部科学大臣が指定したものの。

※文部科学大臣が指定したイベントについては、文化庁およびスポーツ庁のウェブサイトでご確認ください。

(2) 対象となる方

イベントの中止などによって生じた払戻請求権を令和2年2月1日から令和3年12月31日までに放棄した方が対象となります。

ただしすでに払い戻しを受けた方であっても、次の①、②のいずれの要件も満たす場合には、適用を受けることができます。

① 令和2年2月1日から令和2年10月31日までに払い戻しを受けた方

② 払戻請求権を行使した日から令和3年1月29日までの間に、払い戻しを受けた金額以下の金額を主催者に対して寄附した方

(3) 必要書類

申告にはイベントの主催者から交付された「指定行事認定証明書の写し」および「払戻請求権放棄証明書」が必要となります。事前にイベントの主催者へ払い戻しを受けない意思を連絡し、これらの証明書の交付を受けてください。

